

# 恵み野南会館使用細則

## 1. 会館の利用

会館はその設置主旨に沿い、住民の地域活動、文化活動としての町内会活動、各区各班の会合、部の活動、町内会各種グループの活動、市及び関係団体等集会の場として使用する。

## 2. 使用の制限

(1) 営利を目的として使用する申込については使用を認めない。ただし、会長が「特別な理由がある」と認めた場合はこの限りではない。

(2) 未成年者の使用については、保護者の同意書を必要とし保護者の管理をつけること。

## 3. 使用の禁止

(1) 公の秩序を乱し、または、善良な風俗を害するおそれのあるとき。

(2) 建物、または付属施設を破損し、または滅失のおそれがあるとき。

(3) その他、会館の管理運営上支障のあるとき。

## 4. 備品の貸出

(1) 備品の貸出を受ける者は、事前に管理人に申し出をし、使用当日、使用願出書を管理人に提出する。

(2) 貸出の期間は、原則として3日以内とする。

(3) 破損または滅失の場合は、同等の物で弁済する。

## 5. 使用時間

原則として8時～21時までとする。ただし、会長の承認を受けた者についてはこの限りではない。

## 6. 使用手続き

### (1) 定期サークル

①あらかじめ定期使用の申し出をし、使用当日、使用願出書を管理人に提出する。

②料金を支払い、鍵を受領し、自ら解錠、使用後の施錠を行う。

③鍵を管理人に返納、願出書の各項目に（点検済）のチェックの記入を行う。

### (2) 不定期使用者

使用当日の2週間前までに使用の申し出をし、その後の手続きは(1)に同じ。

## 7. 使用後の清掃・点検

使用後は、次により確実に点検を実施する。

①窓及び玄関の施錠

②清掃の徹底（使用箇所及びトイレ）

③使用した食器・灰皿等の整理整頓

④消灯及びガスの元栓閉止

⑤冬期間はストーブの消火及び水道の水落とし

#### 8. 会館の使用料金

使用料金は、別表「恵み野南会館使用料金表」による。

別 表

### 恵み野南会館使用料金表

平成13年12月改訂版

			営利目的	非営利
全 館	会 員	1 日		5,000円
		1時間		700円
	会員以外	1 日	15,000円	10,000円
		1時間	2,000円	1,000円
大会議室	会 員	1 日		3,000円
		1時間		300円
	会員以外	1 日	10,000円	6,000円
		1時間	1,500円	800円
小会議室	会 員	1 日		2,000円
		1時間		200円
	会員以外	1 日	5,000円	3,000円
		1時間	700円	500円

\* 1日とは午前8時より午後6時とする。その他の時間は1時間あたり料金を加算するものとする。ただし、葬儀のときは終日とする。

1. 使用最終時刻は、午後10時を超過しないことを期す。

2. 町内会各部認定以外の各集会サークルは、料金の対象となる。

\* 南町内会の行事及び会長が適当と認める行事に使用する場合は、無料とする。

付 則

この細則は、平成13年12月1日から施行する。